

セーフティネット保証制度のご案内

名張市に本社所在地がある事業所に対して、中小企業信用保険法第2条第5項第5号（業種）に基づく特定中小企業の認定を行っています。

★5号（ロ）認定要件

- ◎「経済産業大臣が指定する業種」に属する事業を行なう中小企業者であること。
- ◎製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。
(原油等…原油、揮発油、灯油、軽油など)

★認定申請に必要なもの

1. 認定申請書 1部（市商工経済室備付）
2. 【法人事業者の場合】法人登記事項全部証明書（法務局発行）又は登記情報を印刷した書面（照会番号が付記されたもの）
※登記情報を印刷した書面とは、（財）民事法務協会が行うインターネットによる登記情報提供サービスにより取得した登記情報を印刷したもの
3. 【認定に係る業種が許認可を要する場合】当該業種の許認可証の写し

4. 確認書類

- ・最近1か月と前年同月における原油等の仕入価格と仕入数量が確認できるもの
- ・申込時点における最新の製品等売上原価とそれに占める原油等の仕入価格が確認できるもの
- ・最近3か月と前年同期の原油等の各月仕入価格及び製品等売上高が確認できるもの
- ・最近1年間の売上が確認できるもの

{売上高等確認表（市商工経済室備付）及び仕入台帳・売上台帳等の写し、損益計算書、確定申告書類等月別の数字がわかるもの}

※書類には「以上のとおり相違ありません。」の記述及び署名をお願いします。

ゴム印の場合のみ捺印をお願いします。

5. 印鑑…申請書に押していただくものです。（確認書類と同一のもの）

※自署の場合、印鑑は不要です。

※金融機関等が事業者の代理で申請手続きを行う場合は委任状が必要です。

（任意のもので結構です）

★注意

この認定とは別に、信用保証協会や金融機関等の審査がありますのでご了承ください。

問い合わせ・認定申請先

名張市役所 商工経済室

Tel 0595-63-7824